

第12回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年1月19日（金）13:00～13:39

2. 場所：合同庁舎4号館2階 共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）原英史（座長）、吉田晴乃（座長代理）、大田弘子（議長）、飯田泰之、
八代尚宏

（政府）前川内閣府審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、
福島規制改革推進室次長、西川規制改革推進室参事官

（文化庁）長官官房 永山裕二審議官

長官官房著作権課 水田功課長

（文部科学省）生涯学習政策局 塩見みづ枝生涯学習総括官

生涯学習政策局情報教育課 梅村研課長

（教育利用に関する著作権等管理協議会）瀬尾太一座長

4. 議題：

（開会）

議題1 IT時代の遠隔教育

（閉会）

5. 議事概要：

○西川参事官 時間になりましたので「規制改革推進会議 第12回投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中のところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、大田議長に御出席をいただいております。

森下委員、村上専門委員は所用により御欠席で、八代委員は遅れていらっしゃるようございます。

それでは、ここからの進行は原座長にお願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

本日の議題は「IT時代の遠隔教育」です。遠隔教育と著作権の問題については、この規制改革推進会議のワーキング・グループにおいて、前期から繰り返し議論をしてまいりました。また、今期になって9月にも一度、議論をさせていただきました。相当程度、同じ

議論を繰り返していると思いますので、今日は是非、同じ議論にはならないように、建設的な議論ができればと思っております。

その観点で、今日は資料1で、これまでの議論の経緯をまとめていただいておりますので、事務局からまず簡単に説明をお願いします。

○西川参事官 資料1-1「遠隔教育に関する著作権法上の課題におけるこれまでの経緯」について、事務局でまとめました。既に皆様、御存じの内容のことばかりですので、ごく簡単にかいつまんで申し上げます。

1の(1)、現行著作権法における遠隔教育の取り扱いということですが、御存じのとおり、現在の著作権法では「遠隔合同授業」と、平成27年4月から高等学校で導入されました「同時双方向型の遠隔授業」との間で、著作権の許諾の有無が異なるということがございます。

(2)、著作権法の改正が現在、文科省で行われておりますが、その内容といたしまして、著作権者の許諾を広い範囲で不要にして、かわって補償金請求権を設けることを予定しているということで、この後、文科省からも御説明があるかと思っております。

そして、これらを踏まえまして、2でございます。規制改革推進会議と文科省及び文化庁、それぞれの意見についてまとめたところでございます。

規制改革推進会議の側の主な主張といたしましては、この1ページ目の下から2つ目の○のところでございますけれども、著作権法改正による補償金制度について、「同時双方向型の遠隔授業」は「遠隔合同授業」と同じ扱いにすべきではないかということ。

それから、2ページ目に移りまして、一番上の○でございますけれども、もしも制度上の差異を設けざるを得ないということであれば、それを運用で解決する策はないのか。それが難しいのだったら、やはり制度上で差異を設けるべきではないのではないか。

それに対する文部科学省、文化庁の回答が、その下のところにまとめられております。ごく簡単でございましたが、以上でございます。

○原座長 文部科学省のところも説明してください。

○西川参事官 はい。1つ目の○でございます。文化審議会の方でずっと検討されていた訳でございますけれども、制度上の差異が残ることにはなる訳ですけれども、いろいろな関係者の意見も聞いて、今、最も望ましいバランスをとったルールを示していると考えているということでございます。

そのほかに、著作権法改正後に補償金の運用の仕方として、包括徴収や過疎地等への配慮をすることで、現場の混乱も低減できるのではないかと考えているということでございます。

それから2つ目の○ですけれども、今回の改正は教育現場に追加的負担を生じさせないで、少なくとも現行の許諾が必要であるというところから比べますと、負担の大幅な軽減につながるものではないかと考えているということでございます。

それから3つ目の○ですけれども、補償金の額についてです。適正性をどう担保してい

くかということについて、原則として両当事者の意向が尊重されるような仕組みになる訳ですけれども、国としても最終的に何らかの形で関与をし得るような制度設計にしたいということを考えているということでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

繰り返しですけれども、私たちとしては、学校において同時双方向型の遠隔授業をとれば有償になる。一方で、対面の授業や遠隔合同授業であれば無償になる。このような制度の差異があると、どうしても特定の遠隔授業の方式を阻害することになるのではないかと、ICTの導入を妨げることになるのではないかと。したがって、こういった制度上の差異を設けることには反対ですということを繰り返し申し上げてまいりました。

文部科学省、文化庁からは、補償金の額の設定について、一定の関与をできる制度設計にするという説明を前回もいただきました。また、前回、著作権団体の側から瀬尾さんにもお越しをいただいて、そんなに高額な設定をするつもりはないのだという御意向もお示しいただきました。

しかし、その上で、やはり私たちは、その御説明を伺っても、制度上の差異を解消できるような仕組みにはなっていない。金額については関与されるということですが、どの程度の金額の水準になるのか、料金体系が本当に適正なところに設定されるのかということについて、制度上の保障がない状態ですので、これは現時点では反対と言わざるを得ませんということを上申した訳であります。

前回の議論の際に、今日は御欠席の金丸議長代理がおっしゃったことですが、国家戦略の観点で、文部科学省としてどう考えているのか。制度の差異を設けることについて、なぜ妥当だと考えているのか。文部科学省の覚悟と姿勢を、是非明確にするような説明をしてくださという指摘があり、これは前回、宿題になっていると認識しております。

そんなことが、これまでの議論の経過でございます。

したがって、今日、文部科学省と文化庁には、これまでの説明の繰り返しはもう結構ですので、これまでの方針を変更された部分、あるいは追加的に何かお考えになったことがあれば、その部分に絞ってお話をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○文化庁（永山審議官） それでは、先に文化庁でございますが、私の方から御説明をさせていただきます。

資料1-2と、机上配付資料を御覧いただければと思います。

まず、資料1-2ですが、今、原座長から変更点だけをということでしたが、最初の3つの○はこれまで事務局からも御紹介いただいたことであり、我々の考え方を整理したものですので説明は繰り返しません。

現在の状況ですが、来週から開催される予定の通常国会に、教育の情報化対応も含めた著作権法の改正案について、我々として提出したいということで、今、準備を進めているところでございます。

資料1-2の4つ目の○です。現在、閣議決定に向けて詰め段階でございますけれども、具体的な制度設計として、どのようなことを考えているのかということについては、机上配付資料の方を御覧いただければと思います。

文部科学省としての2点目の点については、生涯学習政策局の塩見から御説明をさせていただきます。

○文部科学省（塩見生涯学習総括官） 文部科学省生涯学習総括官の塩見と申します。

学校教育における情報教育を担当する立場からお話をさせていただきます。

資料1-2の下2つの○の部分が、我々として今回お示ししている考え方でございます。学校教育におけるICTの活用は教育の可能性を大きく広げるものでございまして、遠隔教育を含めて文科省として情報教育を担当する立場からも、今回のこの法改正の意義や内容が十分に学校現場で理解され、ICTの活用の促進になるようにということで、説明や周知に取り組むことが大変大事だと考えております。

あわせて今回設けられる予定である補償金制度に関する具体的な制度設計の内容や、あるいは各学校におけるこの補償金制度の活用ニーズ等も踏まえながら、今後、国としてどのような支援が必要なのか、あるいはできるのかということについて、現段階で具体的にお約束することは、難しいのですが、今後、しっかりと検討していきたいと考えております。

あわせてICTの活用は、教育の質の向上の観点から非常に大事なものでございます。したがって、遠隔教育はもとより、学校教育におけるICTの活用が一層進むよう、端末・ネットワーク等の環境整備、あるいは遠隔教育を含めたすぐれた指導方法の開発・普及といったことにも、これまで以上に積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございまして、こうしたことを通じてICTの活用がさらに円滑に進むよう、努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

前回のワーキング・グループでの宿題になっていた質問事項について、文部科学省から是非明確にお答えいただきたいのですが、遠隔教育を推進することは文部科学省として方針を決められているということだと認識しています。前回も伺いましたのは、そうであれば、一定の遠隔授業は有償、対面教育やその他については無償という制度上の差異を、なぜ、わざわざ設けられるのでしょうかという質問です。

○文部科学省（塩見生涯学習総括官） 遠隔教育については先ほど来申し上げておりますように、今後の新しい教育の方法、可能性を広げるものとして積極的に検討したい、推進したいと思っております。

差異の点でございますけれども、対面授業あるいは合同の遠隔授業の際に、対面の授業において紙で複製して配っているものについて、例えば合同遠隔授業でやっているもう一方の教室でも、紙で配るとするのはなかなか難しい場合がありますので、それについては

公衆送信する形でICTを通じて活用するということが無許諾・無償でできるということになっているという点でございます。

一方で、いわゆるスタジオ型の遠隔教育と申しますか、合同の遠隔授業ではなく先生が1人で生徒は別の教室にいるという場合につきましては、これは公衆送信ということになりますので、著作物を利用する場合は許諾をとり、また、有償になるという扱いでございます。

ただ、現行制度あるいは法改正案においてもそうですが、無許諾・無償でできる公衆送信は、一方の教室において紙で複製して配布する著作物について、合同遠隔授業を行うもう一方の教室へ公衆送信を行う場合のみでございます。合同遠隔授業において全ての公衆送信が無許諾・無償でできるという訳ではないという点は御理解いただければと思っております。

○原座長 誠に申し訳ないのですが、今お話しいただいたことは全部、前回までにお話をいただいていることだと思っております。この御説明で全てであれば、私は今御説明をいただいた法改正案については反対です。

○文部科学省（塩見生涯学習総括官） これは前提でございます。それを前提として、今回の法改正案では、これまで許諾をとって、かつ有償でやらなければならなかった分については無許諾とし、ただ補償金制度を導入しようということでございます。したがって、差異はもちろんある訳ですが、ただ、これを全部、無償でできるようにするという点につきましては、権利者との関係を踏まえたときに、なかなか合意が得られないという点がございます。

一方で、では、全部有償にしておこうかということにつきましても、これまで無償でやってきた分について、それを有償にするということになりますと学校現場が混乱するという点で、課題も大きいのではないかという点がある訳でございます。ただ、これまでよりは、少なくとも無許諾で、補償金でできるという点につきましては、全ての関係者にとってプラスになる部分があると思えますし、補償金の金額について、可能な限り適切な金額にするということの制度上の保障をすることによって、適切な金額を設定いただいて、それをうまく活用していただく。それから、さらに申しあげましたのは、そうした補償金の金額や、またその具体の運用状況、活用ニーズの状況なども踏まえて、さらに今後、国としても何らかの支援が必要な部分として、どのようなことがあるのか、何ができるのかということについては検討していきたいということをお願いいたします。

○原座長 ずっと前のお話と同じになっています。塩見総括官がいらっしゃったのは初めてかもしれませんが、私たちはもうずっと、今回やろうとされていることが前進であることは認識しているのです。現状では、この同時双方向型の遠隔授業は一々許諾をとらないといけない仕組みになっていて、今回なさろうとされていることは、許諾は不要にし、補償金の制度ということで、円滑に使いやすい仕組みにされるということについては十分理解しているのです。

これまでは対面授業と同時双方向型の遠隔授業との間で大きな段差がありました。それを前回のときに、たしか永山審議官がおっしゃったと思いますが、大きな段差があったものを小さな段差にする仕組みなのだから、いいではないかということをおっしゃったと思います。しかし、せつかく制度改正される。また、遠隔教育を推進しようとしている訳ですから、段差をなくしたらよろしいのではないですかということ、私たちはずっと申し上げているのです。今日は同じ御説明しか聞けないことが分かりましたので、もう、これは反対ですということで、私は基本的に閉会したいと思いますが、もしも議長ほか、委員の皆様から御指摘事項などがありましたら。

○八代委員 今、お話を伺っていて、対面授業で今まで紙で配っていた場合には補償金も許可も要らない。それを電子化するのは構わない。しかし、遠隔教育で教師と生徒が別の場所にいるときには補償金が要ると。仮に遠隔教育で、教師は別の部屋にいるけれども誰か助手の人が紙で配ったら、それは無償でいいのですか。

○文化庁（永山審議官） 遠隔地に教員がいて、そこで教員が配る授業ということであれば無償です。

○八代委員 教員はもちろん遠くにいるのですが、例えば助手の人がかわりに紙で配るのは構わないのですか。

○文化庁（永山審議官） そこは現行でもオーケーだと思います。

○八代委員 なぜ紙はよくて、データではだめなのか。それで遠隔教育と言えるのかということです。非常に紙ベースにこだわっておられる訳ですけれども、そんなことで先ほど言われたように文科省は遠隔教育、情報教育に前向きと言えるのかどうか。今、座長が言われたように、非常にささやかなステップにとどまっておられる訳で、どういう弊害があるのかということをもう一度教えていただけませんか。紙ではよくて、紙でない場合はだめだということについて。

○文化庁（永山審議官） 文化審議会での議論としては、紙でいいのに送るのはだめだということではなくて、紙も本来的には同じです。紙でいいという制度ができたのは昭和45年の著作権法の制定のときですので、そのときに比べて、要するに、ガリ版刷りの世界から、これだけ情報機器、複製機器が発達してきていますので、紙の場合であっても本来であれば補償が必要です。教育機関で使う場合については、当然、許諾は教育上必要なものが使えなくなる可能性がありますので、許諾権は制限する必要があるけれども一定の補償金は紙の場合でも必要ではないかという中で議論が行われて、ただ、紙で今は無償のところまで補償金をかけると、やはり今、無償でいろいろやっている中で、教育現場の混乱があるのではないか、法的安定性を阻害するのではないかということで、そこは無償を維持するという形に整理されました。したがって、原則としては全て、やはり著作権制度の観点から言うと補償が必要だということが議論の出発点であると御理解いただければと思います。

○飯田委員 ということは、将来的にはいわゆる教育で用いられる著作物に対して補償金

制度を全面的に課していく、そのステップとして、まずは双方向型遠隔授業について、そこから補償金制度を導入していきたいという理解でよろしいのでしょうか。

○文化庁（永山審議官）　そこが純粋な法的評価の部分と現実はどう制度を構築しているかというところのはざまなのですけれども、純粋に著作権制度上どうあるべきかといえ、今、先生がおっしゃったように、全てに補償金をかける。これは諸外国もそういう状況になっていますので、著作権制度の観点から言えば、それがあり得べき姿だと思いますけれども、制度についてはやはり関係者の意見を聞きながら、著作権は権利者と利用者、民間のルールですので、やはりその合意形成を得ながら慎重にということです。今回は我々として提案させていただいている形で合意がとれたので、基本的にはそれを実現したいということで、今、この段階で本来あるべき姿に戻すべく、すぐに努力するというのではなくて、将来としてはそうあるべきだと思っておりますが、まず、我々としては一歩進めさせていただきたいと考えております。

○大田議長　もう何度もこの場に出ている議論ですから、繰り返しになると思いますが、私どもは補償金を導入することに反対している訳では全くなくて、差があることに反対しています。対面授業の場合でも、コピーだったらお金は要らなくて、公衆送信だったら要る、と。これは、どちらかに軽減税率を適用していることと同じ効果をもたらします。大きなゆがみが生じます。よく「法的安定性」ということを言われますが、これから先もずっとコピーなら無料で、タブレットを使ったら有料というようなことを、学校の現場でやっていくのか。私は、補償金を取るなら両方取るということ、今お考えになるべきだと思います。差があることがゆがみをもたらします。このことは、先ほど塩見総括官が言われた遠隔教育を推進していくということ、学校の中でIT化を進めていくということの逆の方向であるということだけ重ねて申し上げておきます。。

○吉田座長代理　過去に議論されたことと重複した質問であったら申し訳ないと思うのですが、現場の混乱ということについて、今、他の皆さんや大田議長がおっしゃったように、単純化するということが基本なのです。今日のようにIT化が進化した時代には私たちの娘も含めて今の若い世代の人たちはそれこそ、さまざまなソースから、たとえば音楽をダウンロードすることは日常茶飯なことになっています。その状況の中で遠隔教育に関しては著作権について対立があり、その対応が複雑になっています。まず、これだけややこしいことになってしまうと、今後、IT化がこれだけ進んでいる社会ではこの運用も実際問題として無理だと思うのです。

それだったら逆に、利用者全員に負担をしてもらうことも考え方としてはあると思います。たとえばApp Storeとかを利用して、そこに教育材料をアップする訳です。そうすると、そこから学校教育に関連したビジネスが可能かもしれません。ちょっと想像しただけでも対象になる生徒は様々です。もしかしたら海外にいるかもしれない。したがってもしかしたら時差があるかもしれない。もしかしたら乗り物で移動中で、ちょっとあそこのテストだけやっておこうというような勉強の仕方をする生徒かもしれない。そして当然そこで考

えつくのは、生徒の一人一人がその都度買ってやるのか。またITのアプリケーションを活用して、どういう内容に作り込みをするかということも考える必要がある。もしかしたらApp Storeにあるようなアプリケーションを用意すれば、それを加工して、Aという学校ではダウンロードして使うことが可能かもしれない。しかも人数がいれば集団ディスカウントのようなものが必要かもしれない。したがって、物ごとをすごく単純化して、ありとあらゆる場面で使えるようにする必要があるのです。それはアプリケーションや技術のレイヤー段階でもそうだし、使い勝手という仕組みの中でもそうだし、特にどのように費用を回収するのか、これがいちばん重要になるかもしれない。学校教育でもちゃんとしたビジネスとして確立するぐらいのことを考えていいと思います。が、単純化をよく考えておかないと、運用する時点で躓くのではないかという危惧を強く持っています。その結果、学校教育におけるIT化が進まない――すなわち日本の教育の質に影響がでることになると思います。

○西川参事官 先ほどの議長の御指摘等にも関連するかと思うのですが、資料1-2の下から2つ目の○のところで「各学校における本補償金制度の活用ニーズ等も踏まえ、必要な支援」というくだりがある訳ですが、この必要な支援というのは、例えば、みんなで広く薄く負担するなどして、補償金の負担についての段差をなくしていこうという方向での支援ということによろしいのか。

もう一つ、もしもそうだとすれば、法律が通る前かもしれませんが、今この時点で何か方向性としてお考えになっているようなものはないのか。そこをお聞かせいただければと思います。

○文部科学省（塩見生涯学習総括官） この支援の内容については、正直なところ、これから補償金の金額や、あるいはどういう形で徴収するかということが決まっていますので、まだ具体的に、こういう方向で国としてやるべきだという具体の青写真がある訳ではございません。

ただ、せっかくこうした制度ができて、著作物をICTにおいて利用しやすくしようということになる訳ですから、それがうまく後押しされるような形で、実際に足りないところは何なのか、国で何ができるのかという視点から、その支援の仕組みはきめ細かく考えていきたいというところでございます。

今の段階では大変申し訳ないのですが、そういうことでの検討をしっかりとしたいというところでございます。

○原座長 大田議長と吉田座長代理の指摘についてお答えいただけることはありますか。

もう、これまでお答えいただいていることは結構ですから、追加的にいただけることだけお願いします。

○文化庁（水田課長） 先ほど吉田座長代理からいただきましたように、制度をシンプルにするというのは非常に重要なことだと思っております。審議会の議論の中でも、やはりそういった観点から、先ほど大田議長からもありましたが、いっそのこと、きれいに一律

に補償金にすべきではないかという議論もあった訳ですが、これは現場の教育関係者から意見書も出てきまして、補償金にするのであれば、現在無償で認められている部分については是非残してほしいという強い要望があった訳でございます。加えて、補償金についてはできるだけシンプルな払い込みの仕方にする、また、低廉な額にする、そういった要望をいただいているところですので、そういったところにも配慮した上で制度設計をしているところでございます。

かつ、特に同時双方向型の遠隔授業だけをピンポイントで補償金ということではなくて、従来の公衆送信、あとで宿題を自宅にいる生徒のタブレットに一斉に送るとか、そういったものも含めて、今認められているもの以外の全ての使い方について補償金が必要だという形ですので、教育現場の方々からすると、今は無償で使っているものと補償金の対象になるもの、その区切りは従来と変わっておりませんので、その点についての混乱は余りないのかなど。むしろ今後さらに制度をしっかりと周知していくことが重要かと思っております。そういった中での制度設計であるということは、重なってしまったかもしれませんが、御理解いただければと思います。

○文化庁（永山審議官） 一点だけ補足させていただきます。先ほど大田議長からありました目指すべき方向性については、私どももそのように思っています。ただ、さまざまな議論の中で、現時点で一步進めるためには、やはり今の仕組みしかないといえますか、それが現時点ではベストの解答であると思っています。先ほど原座長が反対だということをおっしゃいましたが、ICT教育を進める上で原座長が100点と考えているものがあるとするれば、我々としては全体として90点ぐらいのものは提案できていると思っています。これは我々としても10年来の課題で、ここまで何とか関係者間の合意を得て、こういう形で整理できたものですので、我々としては、今回、これは重要な一歩だと思っていますので、是非、お認めいただければありがたいと思っております。

○大田議長 対面授業のことだけをとっても、コピーは無償だが、タブレットを使うと補償金がかかるというのは、目指す方向とは逆だと私は思います。現場の方が反対なさるのはよく分かりますので、それならば1年なり2年なりを激変緩和措置にするということをお示すべきです。準備期間を置いた上で両方とも同じ扱いにするということをお考えになるべきだと思います。

○原座長 繰り返しになりそうですが、もう、繰り返しのついでに、これまで私も申し上げてきたことを、ついでながら申し上げますと、私たちはずっと申し上げておりますとおり、この法改正は是非早くやっていただきたいのです。先ほども申し上げましたように、遠隔授業で今は個別に許諾が必要な状態ですから、この状態を一刻も早く解消していただきたいくて、これはもう去年の早い段階から早急に法改正をやっていただきたいと。臨時国会はできませんでしたが、本当は前の通常国会という可能性もあったと思うのです。

早く法改正をやっていただきたい。ただ、私たちは、今お示しいただいている、制度の差異を設けるということについては、これも数か月間ずっと同じことを申し上げています

とおりの反対です。反対だと言いつつ続けているにもかかわらず、ずっと御考慮をいただけないことについて大変残念に思っております。

制度上のさまざまな難しさがある中で、御苦勞をしてやってきていらっしゃることは、私たちがよく分かっているつもりです。大変なプロセスを経て調整をしてこられた。また、これまでの学校教育、対面授業の現場で補償金を取るというようなことをいきなり言い始めたら、これは大変な反対があったり、問題があるということについても、もちろん理解はできます。ですから、これまでもずっと助け船は出してきたつもりでありまして、今、大田議長が言われたように激変緩和措置ということもあるでしょうし、また前回まで繰り返し申し上げているのは、制度上どうしてもこの制度にするというのであれば、運用上その問題を解消するような解決策を示していただきたいということも申し上げているつもりです。しかるに同じお話ししかいただけないということについて大変残念に思っております。

今日はせっかく、瀬尾さんにもお越しいただいております。何か今日の部分でコメントをいただくことがあればお願いします。

○瀬尾協議会座長 権利者側の座長を務めます瀬尾でございます。

先回、いろいろ私の方からも申し上げました。

今回のお話につきましては、今、原座長のおっしゃっていること、また大田議長のおっしゃっていること、大変よく理解できます。今回のICT教育を進めるという立場に権利者がみんな同意して進めています。基本的に文化庁も文科省もこの会議も我々も、望むところは一緒です。つまりAIの時代に、本当に今、教育を変えなければいけないということを痛切に思ってここにいるというのは一緒でございます。

差異で逆インセンティブになるということをやっとおっしゃっていて、今、議長もおっしゃったように、かけるなら全部ではないか。正に正論だと思うのです。そのときに、ちょっと私、知的財産戦略本部の方で議論している関係上、一つ申し上げたいのは、今の著作権問題、知財問題は、法を改正したからといってすぐに解決できることは極めて少ない。つまり法、それからスキーム、いろいろなものを組み合わせていかないと、基本的に解決しない問題が大変多いのです。今回の話も多分そういうことだと思っております。

そのときに、では、法を変えて、それでみんな従うのか。学校の方は従うのかもしれませんが、うまく運用をしなければ、多分、今回の遠隔授業のように新しい使い方がいっぱい出てきます。そうすると、またはみ出してしまうかもしれない。対応できなくなってしまうのです。法を一々それに対応させようとしたら、また3年、4年、5年かかってしまう。そうなったら、実効性が得られない。そこで、やはり法とスキームをうまく組み合わせなければいけないのですが、ただスキームといっても信用できないよと。また、権利者は訳の分からないことを言うかもしれないという御懸念もおありだと思っております。

この点につきましては、権利者団体は文化庁さん、文科省さんと随時ご相談しながら、公正な制度の構築に努めます。もちろん、法制度によって規定されることがあれば、それ

に基づいて、教育関係者の皆さんと話し合いを進めます。要は勝手に権利者が制度構築を進めるのではなく、文化庁さんの指導の下でバランスの取れた制度を構築しなければならないと考えています。

そして、でき得れば、この法改正と新しいスキームに対して、規制改革推進会議も、それから文化庁も文科省も、我々権利者も力を合わせる事が重要だと思います。それから教育の方たちも、みんなの意見をきちんと集約して、一刻も早くスキームを完成させることによって、このでこぼこを解消するべきだと思っています。もし、このでこぼこが法によってのみ解決されることを目指すとすると、多分、この改正はさらに審議会戻しになって、最短でも1年半から2年かかるはずで、私はその2年間は、教育と子供たちにとって甚大な被害をもたらすと思っています。ですから、きちんと、こちらの規制改革推進会議も、文化庁も文科省も含めて、私たち権利者は連携をとりたいと思いますし、協力をしたいと思っていますので、連携をしながら、今後も一定の御意見をいただきながら、この制度とスキームをうまく組み合わせた新しい解決方法を我々は作りたい。

ただ、現時点で法がまだ、私は条文も見えていませんし、通っていない段階で、民間に対してどうこうというのは、おっしゃらないかもしれないけれども、我々は、かなり大きな決意をもって今回の教育には臨んでいます。権利者はそんなに簡単ではなくて、いろいろなことを言う方が確かにいらっしゃいます。ただ、今回のこれについては、日本という国の未来を考えたら、教育なので、是非ともということで私は皆さんに同意をいただいている。ですから、そこは、ただ信用しろとは申しませんが、連携しつつ、関与しつつ、きちんとした統制を受けつつ、迅速にスキームを作ることが今の問題の解決策であると私は信じております。

ある意味で言えば各市区町村、それから都道府県の教育委員会から特別な御協力をいただかないと、これはできないことです。それに当たっては、是非、規制改革推進会議も我々も、また文科省、文化庁の皆さんも協力して、一緒をお願いをして、制度を早く作るために御尽力いただきたいというお願いもあります。

今回の解決策は、私の方からはスキームでということをお願いしましたが、ただ言葉だけではなくて、きちんと文化庁の書かれた法律若しくは政令なりの管理のもとで迅速に進めていきたいと思っていますので、これについては今のような考え方も御一考いただいて、そして一刻も早く。2回、国会を逃していますので、一刻も早く進められることをこの場をお願いしたいと思います。

ちょっと長くなりました。申し訳ございません。以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

瀬尾さんのおっしゃっていることは大変よく分かるつもりです。

文部科学省と文化庁をお願いをしたいのは、繰り返し申し上げますとおり、この制度の差異を、でこぼこを解消する方策を、一刻も早く考えていただきたいということです。それがお示しいただけない限りは、今回の法改正案については私は反対です。

以上でよろしいでしょうか。終わらせていただきます。大変ありがとうございました。